改正履歴

平成23年6月30日公布 (地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)附則第1条本文に 規定する政令で定めた日から施行)

○ 制定・改廃の背景と趣旨

地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号。平成23年5月2日公布)における地方自治法第2条第4項の改正により、市町村の基本構想に関する規定が削除されることに伴い、本条例について所要の改正を行うものです。

〇 改正内容

本条例における基本構想に係る規定で引用している地方自治法第2条第4項を、改正前の地方自治法第2条第4項とし、 当該基本構想の変更及び廃止を議会の議決事件として規定する改正を行うものです。 <第11条関係>

〇 新旧対照表

改正後	改正前
(議会の議決事件)	(議会の議決事件)
第11条 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件については、 <u>次のとおり</u>	第11条 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件については、法第2条第4項
とする。	に規定する基本構想に基づく基本計画の策定、変更(軽微なものは除く。)及び廃止
(1) 地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)による改正前の法第	<u>をしようとするとき</u> とする。
2条第4項に規定する基本構想(以下「基本構想」という。)の変更(軽微なものを	
除く。)又は廃止	
(2) 基本構想に基づく基本計画の策定、変更(軽微なものを除く。)又は廃止	